



# 栃木県公報

平成20年  
7月15日(火)  
第1987号

## 目 次

### 告 示

軽油引取税免稅証の無効.....	543
解除予定保安林.....	544
市町村の土地改良事業施行の同意.....	544
道路の区域の変更.....	544
道路の供用開始.....	545

### 公 告

公の施設に係る指定管理者の募集.....	545
大規模小売店舗の新設の届出.....	549
大規模小売店舗の変更の届出.....	550
同 .....	550
同 .....	552
土地改良区役員の退就任.....	553
開発行為の工事完了.....	559

### 調達等公告

入札公告(特定調達公告) .....	560
--------------------	-----

## 告 示

### 栃木県告示第410号

次の軽油引取税免稅証は、平成20年2月5日から無効とした。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

免 税 証 の 種 類	免 税 用 途	免 税 証 の 記 号 及 び 番 号	枚 数	有 効 期 間	免 税 証 に 記 載 さ れ た 販 売 業 者 の 住 所 氏 名	免 税 証 を 交 付 し た 県 税 事 務 所 名	無 効 の 事 由
200円券	農 業	A0750107812	1 枚	H20.1.1 ~ H20.12.31	さくら市 塩野谷農業協同組合	栃木県 矢板 県税事務所	紛失
100円券	農 業	A0650021824	1 枚	H20.1.1 ~ H20.12.31			
50円券	農 業	A0550014905	1 枚	H20.1.1 ~ H20.12.31			
10円券	農 業	A0250012798	1 枚	H20.1.1 ~ H20.12.31			

(税務課)

## 栃木県告示第411号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

## 1 解除予定保安林の所在場所

日光市日光2482の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

## 栃木県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の市町村の土地改良事業の施行に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

市町村名	事業名	同意年月日
小山市	横倉東地区土地改良（農業用道路）事業	平成20年7月3日

（農地整備課）

## 栃木県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成20年7月15日から同年8月13日まで一般の縦覧に供する。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 佐野太田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
52	前	足利市堀込町字宮前213-1地先から 足利市堀込町字宮前216-1地先まで	12.1～12.2	108.5	
	後	足利市堀込町字宮前213-1地先から 足利市堀込町字宮前216-1地先まで	12.2～14.8	108.5	
52	前	足利市堀込町字宮前233-1地先から 足利市堀込町字宮前236-1地先まで	12.1～12.2	72.8	
	後	足利市堀込町字宮前233-1地先から 足利市堀込町字宮前236-1地先まで	12.2～15.1	72.8	

## 栃木県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県国土整備部道路保全課において、平成20年7月15日から同年8月13日まで一般の縦覧に供する。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
52	一般県道 佐野太田線	足利市堀込町字宮前213-1地先から 足利市堀込町字宮前216-1地先まで	平成20年7月16日
52	一般県道 佐野太田線	足利市堀込町字宮前233-1地先から 足利市堀込町字宮前236-1地先まで	平成20年7月16日
191	主要地方道 大田原高林線	那須塩原市鹿野崎31-4から 那須塩原市鹿野崎106-1まで	平成20年7月15日

(道路保全課)

## 公 告

## 公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

## 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

## (1) 名称

とちぎ健康づくりセンター

とちぎ生きがいづくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいづくりセンター県北支所

## (2) 所在地

とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいづくりセンター

栃木県宇都宮市駒生町3337-1

とちぎ生きがいづくりセンター県南支所

栃木県栃木市神田町9-40

とちぎ生きがいづくりセンター県北支所

栃木県矢板市矢板54

## (3) 設置の目的

とちぎ健康づくりセンター

生活習慣の改善による生活習慣病の予防その他県民の自主的な健康づくりの総合的支援

とちぎ生きがいづくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいづくりセンター県北支所

高齢者の自主的かつ積極的な生きがいづくりの支援及び豊かで生きがいに満ちた高齢社会の形成

## (4) 規模等

とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいづくりセンター

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階地下1階

敷地面積196,190m<sup>2</sup>、延床面積22,976m<sup>2</sup>

とちぎ生きがいづくりセンター県南支所

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階（講堂兼体育館は平屋）

敷地面積4,700m<sup>2</sup>、延床面積1,898m<sup>2</sup>

とちぎ生きがいづくりセンター県北支所

鉄骨造2階

敷地面積5,300m<sup>2</sup>、延床面積1,850m<sup>2</sup>

## 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

### (1) 管理の基準

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

### (2) 業務の範囲

とちぎ健康づくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいづくりセンター県北支所の施設の維持管理に関すること。

とちぎ健康づくりセンターの有料施設等の利用の許可に関すること。

とちぎ健康づくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいづくりセンター県北支所の運営に関すること。

その他附帯する業務を行うこと。

## 3 指定管理者の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

## 4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。（予定）

## 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に保健福祉部所管公の施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

## 6 指定申請の受付期間等

平成20年8月28日（木）から同年9月29日（月）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで（持参、郵送ともに同年9月29日午後5時30分担当部局にて必着とする。）

## 7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館4階

栃木県保健福祉部保健福祉課企画指導担当

電話 028-623-3103 FAX 028-623-3131 E-mail hofuku@pref.tochigi.lg.jp

## 8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/system/honchou/honchou/hohoku-menu.html>）

（保健福祉課）

## 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他該公の施設の概要に関する事項

### (1) 名称

とちぎ福祉プラザ

### (2) 所在地

栃木県宇都宮市若草1-10-6

### (3) 設置の目的

障害者をはじめとする県民の幅広い交流及び社会参加並びに自主的な福祉活動を支援し、もって県民がともに支え合う地域社会の形成に資する。

### (4) 規模等

鉄筋コンクリート造4階建 一部地下1階

敷地面積13,400m<sup>2</sup>、延床面積 本館9,393m<sup>2</sup> 附属棟 836m<sup>2</sup>

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

とちぎ福祉プラザの施設の維持管理に関すること。

有料施設等の利用の許可に関すること。

とちぎ福祉プラザの運営に関すること。

その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に保健福祉部所管公の施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成20年8月28日(木)から同年9月29日(月)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(持参、郵送ともに同年9月29日午後5時30分担当部局にて必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館4階

栃木県保健福祉部医事厚生課地域福祉担当

電話 028-623-3046 FAX 028-623-3056 E-mail iji-kousei@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/system/honchou/honchou/menu.html>)

(医事厚生課)

1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県障害者保養センター那珂川苑

(2) 所在地

栃木県那須郡那珂川町小口1728

(3) 設置の目的

障害者の健康増進と社会参加促進

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造2階

敷地面積27,175m<sup>2</sup>、延床面積3,406m<sup>2</sup>

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

栃木県障害者保養センター那珂川苑の施設の維持管理に関すること。

栃木県障害者保養センター那珂川苑の利用の許可に関すること。

栃木県障害者保養センター那珂川苑の運営に関すること。

その他附帯する業務を行うこと。

**3 指定管理者の申請をする法人等に必要な資格に関する事項**

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

**4 指定管理者として指定する期間に関する事項**

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。(予定)

**5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項**

提出された申請書を基に保健福祉部所管公の施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

**6 指定申請の受付期間等**

平成20年8月28日(木)から同年9月29日(月)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(持参、郵送ともに同年9月29日午後5時30分担当部局あて必着とする。)

**7 担当部局**

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館4階

栃木県保健福祉部障害福祉課施設福祉担当

電話 028-623-3029 FAX 028-623-3052 E-mail syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

**8 その他**

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

([http://www.pref.tochigi.lg.jp/system/honchou/honchou/shougaifukushika\\_menu.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/system/honchou/honchou/shougaifukushika_menu.html))

(障害福祉課)

**1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項****(1) 名称**

わくわくグランディ科学ランド(栃木県子ども総合科学館)

**(2) 所在地**

栃木県宇都宮市西川田町567

**(3) 設置の目的**

科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を行うことより、児童の健全な育成を図る。

**(4) 規模等**

鉄骨鉄筋コンクリート造2階(屋上に天文台設置)

敷地面積177,000m<sup>2</sup>、延床面積10,000.44m<sup>2</sup>

**2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項****(1) 管理の基準**

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

**(2) 業務の範囲**

わくわくグランディ科学ランド(栃木県子ども総合科学館)の施設の維持管理に関するこ。

わくわくグランディ科学ランド(栃木県子ども総合科学館)の運営に関するこ。

その他附帯する業務を行うこ。

**3 指定管理者の申請をする法人等に必要な資格に関する事項**

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

**4 指定管理者として指定する期間に関する事項**

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。(予定)

**5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項**

提出された申請書を基に栃木県保健福祉部所管公の施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

**6 指定申請の受付期間等**

平成20年8月28日(木)から同年9月29日(月)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前

8時30分から午後5時30分まで(持参、郵送ともに同年9月29日午後5時30分担当部局あて必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館5階

栃木県保健福祉部こども政策課子育て環境づくり推進担当

電話 028-623-3068 FAX 028-623-3070 E-mail: kodomo@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/system/honchou/honchou/1180094466195.html>)

(こども政策課)

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成20年11月17日までに知事に意見書を提出することができる。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品西那須野店

那須塩原市西三島1丁目155-4外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カワチ薬品

栃木県小山市卒島1293番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

株式会社カワチ薬品

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年3月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,148m<sup>2</sup>

6 駐車場及び駐輪場の収容台数

駐車場 67台

駐輪場 10台

7 荷さばき施設の面積

90m<sup>2</sup>

8 廃棄物等の保管施設の容量

11m<sup>3</sup>

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

6か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

13 届出年月日

平成20年7月2日

## 14 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成20年11月17日までに知事に意見書を提出することができる。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

たいらや今泉新町店・ワンダーグー宇都宮店  
宇都宮市今泉町2996番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社宇都宮総合木材市場  
宇都宮市中里町718番地4  
株式会社ピック・ビー  
宇都宮市上戸祭町231番地10

## 3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の名称	ワンダーグー宇都宮店	たいらや今泉新町店・ワンダーグー宇都宮店	平成20年6月30日
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ピック・ビー	株式会社ピック・ビー外1者	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ワンダーコーポレーション	株式会社ワンダーコーポレーション外2者	

## 4 届出年月日

平成20年6月30日

## 5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成20年11月17日までに知事に意見書を提出することができる。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
たいらや今泉新町店・ワンダーグー宇都宮店  
宇都宮市今泉町2996番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社宇都宮総合木材市場  
宇都宮市中里町718番地4  
株式会社ピック・ビー  
宇都宮市上戸祭町231番地10
- 3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の店舗面積の合計	4,163m <sup>2</sup>	6,263m <sup>2</sup>	平成21年3月1日
駐車場の位置及び収容台数	220台 位置は図面のとおり。	358台 位置は図面のとおり。	
駐輪場の位置及び収容台数	124台 位置は図面のとおり。	184台 位置は図面のとおり。	
荷さばき施設の位置及び面積	70m <sup>2</sup> 位置は図面のとおり。	193m <sup>2</sup> 位置は図面のとおり。	
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	22m <sup>3</sup> 位置は図面のとおり。	83m <sup>3</sup> 位置は図面のとおり。	
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前2時	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前0時	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午前2時30分まで	24時間	
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2か所 位置は図面のとおり。	8か所 位置は図面のとおり。	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前3時から午前4時まで	午前6時から午前3時まで	

(図面は省略する。)

- 4 届出年月日  
平成20年6月30日
- 5 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コンフォモール足利  
足利市八幡町字宮脇600番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
モールホールディング株式会社

東京都港区浜松町一丁目30番5号浜松町スクエア17階

## 3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午前0時30分まで	24時間	平成20年7月5日
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2か所 位置は図面のとおり。	3か所 位置は図面のとおり。	

(図面は省略する。)

## 4 届出年月日

平成20年7月2日

## 5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成20年11月17日までに知事に意見書を提出することができる。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品箱森店

栃木市箱森町字西田410番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カワチ薬品

小山市卒島1293番地

## 3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,200m <sup>2</sup>	1,527m <sup>2</sup>	平成21年3月3日
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後7時30分	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時まで	午前8時30分から午後10時30分まで	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後8時まで	午前6時から午後10時まで	

## 4 届出年月日

平成20年7月2日

## 5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

## 土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日
小倉堰 土地改良区	理事	中村 良平		下都賀郡都賀町大字家中4512	20.3.31	
	"	若林 照一		上都賀郡西方町大字真名子822-1	"	
	"	関口 由幸		" " 大字本城1407-2	"	
	"	矢部 守		" " " 518	"	
	"	森下 誠一		" " 大字金崎213	"	
	"	古澤 利三		" " " 713-1	"	
	"	松本 喜一		" " 大字元1431	"	
	"	福田 和成		" " " 984	"	
	"	早乙女定平		" " 大字金井1760-2	"	
	"	小川 義一		" " " 831	"	
	"	吉井 忠雄		" " 大字本郷953	"	
	"	中田 祐司		" " " 271-1	"	
	"	大澤 弘	下都賀郡都賀町大字富張543-1		20.4.1	
	"	森下 勉	上都賀郡西方町大字金崎328-10		"	
	"	大塚 俊一	" " " 495		"	
	"	中村 良雄	" " 大字元1599-2		"	
	"	鈴木 宏男	" " 大字金井1667-3		"	
	"	小川 清	" " " 651		"	
	"	熊倉 光雄	" " 大字本郷1017		"	
	"	牧野 藤一	" " " 372		"	
	"	鈴木 正雄	" " 大字本城1534-2		"	
	"	石川 和夫	" " " 340-1		"	

	監事	大塚 篠市		上都賀郡西方町大字本城949	20.3.31	
	"	中田 和男		" " 大字本郷199-1	"	
	"		松本 清一	" " 大字元650		20.4.1
	"		早乙女初男	下都賀郡都賀町大字家中5689		"
益子町 土地改良区	理事	仁平 幸次		芳賀郡益子町大字梅ヶ内9	20.2.16	
木幡 土地改良区	理事	河原 弘	河原 弘	芳賀郡茂木町大字木幡533	20.4.20	20.4.21
	"	菱沼 義一	菱沼 義一	" " " 734	"	"
	"	菱沼 久雄	菱沼 久雄	" " " 402	"	"
	"	河原 幸夫	河原 幸夫	" " " 1014	"	"
	"	豊田 勝廣	豊田 勝廣	" " " 630-2	"	"
	"	浦田 秀夫	浦田 秀夫	" " " 544	"	"
	"	横堀 誠	横堀 誠	" " " 560	"	"
	監事	飯村 芳一	飯村 芳一	" " " 741	"	"
	"	橋本 賢次	橋本 賢次	" " " 1070	"	"
	"	横堀 慶幸	横堀 慶幸	" " " 469	"	"
藤岡 土地改良区	理事	島田 稔	島田 稔	下都賀郡藤岡町大字藤岡6379	20.5.31	20.6.1
	"	関口 昌道	関口 昌道	" " 大字甲2470	"	"
	"	海老沼日出吉	海老沼日出吉	" " 大字大前855	"	"
	"	田口 吉作	田口 吉作	" " 大字藤岡3782	"	"
	"	関口孫一郎	関口孫一郎	" " " 5776-1	"	"
	"	田熊 良夫	田熊 良夫	" " 大字部屋2360	"	"
	"	荒木 克郎	荒木 克郎	" " 大字石川429	"	"
	"	谷内 勝男	谷内 勝男	" " 大字部屋2219	"	"
	"	味村 公一	味村 公一	" " 大字都賀1135	"	"
	"	小倉 好市	小倉 好市	" " 大字富吉1521	"	"
	"	糸井 辰雄	糸井 辰雄	" " 大字部屋253	"	"
	"	大橋 隆	大橋 隆	" " 大字蛭沼1893-1	"	"
	"	稻葉 功	稻葉 功	" " 大字西前原139	"	"

	理事	茂呂 政美	茂呂 政美	下都賀郡藤岡町大字緑川357-2	20.5.31	20.6.1
	"	川島 源市	川島 源市	" " 大字甲731-1	"	"
	"	小野 正	小野 正	" " 大字赤麻3488	"	"
	"	五十畠庄司	五十畠庄司	" " 大字大前1337-2	"	"
	監事	中田 一郎	中田 一郎	" " 大字甲3039-1	"	"
	"	大須 達夫	大須 達夫	" " 大字部屋1791	"	"
	"	五月女一雄	五月女一雄	" " 大字蛭沼2025-1	"	"
吹上東部 土地改良区	理事	発生川 嘴		栃木市川原田町915	20.6.30	
喜連川 土地改良区	理事		荒井 平	さくら市葛城1567		20.4.1
	"		柴山 徳一	" 早乙女1226		"
	"		薄井 昭司	" 小入260		"
	"		海老原一夫	" 葛城1683		"
	"		小川 勝男	" 早乙女339		"
	"		大久保陽央	" " 1658-2		"
	"		永井 実	" 喜連川4712		"
	"		関 敏雄	" 葛城179		"
	"		早乙女晴夫	" 鷺宿1831		"
	"		鈴木 有一	" " 2945-2		"
	"		伴 達	" 喜連川2919		"
	"		野上 春夫	" 鷺宿119		"
	"		池田 利美	" " 4713-5		"
	"		田崎 良美	" 喜連川1676-1		"
	"		伴 和人	" 鷺宿3907-18		"
	監事		鈴木 壽直	" 喜連川4266		"
	"		漆原 廣守	" 鷺宿2192		"
	"		松本 修一	" 下河戸1215-1		"
高根沢 土地改良区	理事		小山 泰男	塩谷郡高根沢町大字石末2614番地2		20.3.14
氏家 土地改良区	理事	小菅 淳吉		さくら市氏家新田67 3	20.3.31	

理事	中村 好男		さくら市氏家699 2	20.3.31	
"	永井 正二		" " 406 2	"	
"	菊池 將浩		" 箱森新田369	"	
"	手塚 研一		" 馬場21	"	
"	小林 浩		" 長久保60	"	
"	手塚 定		" 馬場1390	"	
"	長島雄一郎		" 押上785	"	
"	坂本 和夫		" 狹間田2466	"	
"	高垣 茂成		" " 5	"	
"	田代 修一		" " 337	"	
"	綱川 茂		" 柿木沢816 2	"	
"	上野 泰夫	上野 泰夫	" 上野157	"	20.4.1
"	猪瀬 圭市	猪瀬 圭市	" 松山896	"	"
"	菅俣 和雄	菅俣 和雄	" " 332	"	"
"	鈴木 薫	鈴木 薫	" 長久保98	"	"
"	檜山 忠	檜山 忠	" 桜野1390 1	"	"
"	秋元 隆雄	秋元 隆雄	" 富野岡55	"	"
"	福田 力	福田 力	" 蒲須坂595	"	"
"	田代 幸正	田代 幸正	" 柿木沢553	"	"
"		小菅 和美	" 氏家新田54		"
"		高齋 光正	" 氏家779		"
"		齋藤 勝義	" 桜野1155 1		"
"		大嶋 貞夫	" 箱森新田769		"
"		伊藤 喜章	" 馬場1335		"
"		桜井 英雄	" 押上352		"
"		鈴木 紀元	" 馬場1000		"
"		中里 成男	" 長久保86		"
"		坂本 昭夫	" 狹間田2281		"

	理 事	小口 武志	さくら市狭間田2961 1		20.4.1
"		小野 正春	" " 1687		"
"		小野 浩司	" " 1601 1		"
監 事	添田 昌男		" 桜野1263 4	20.3.31	
"	田代 政司		" 氏家2510	"	
"	高瀬 保		" 馬場793	"	
"	小林 義典		" 狹間田1170	"	
"		佐藤 黙	" 氏家956 1		20.4.1
"		安藤 忠	" " 3484 8		"
"		長嶋 俐	" 押上810 2		"
"		綱川 茂	" 柿木沢816 2		"
那須疏水 土地改良区	理 事	渡辺 喜美	那須塙原市西朝日町15-12	20.5.20	
	"	戸邊 悅夫	大田原市羽田963-13	"	
	"	久保 秀道	那須塙原市東赤田321-681	"	
	"	滝島 一	" 西三島5-182	"	
	"	寺崎 行男	" 四区町671	"	
	"	市川 初義	市川 初義	" 豊浦南町83-9	" 20.5.21
	"	澤田 吉夫	澤田 吉夫	" 鍋掛1092	" "
	"	高野 廣一	高野 廣一	" 青木594-3	" "
	"	室井 久夫	室井 久夫	" 埼玉20	" "
	"	山崎 廣幸	山崎 廣幸	" " 76	" "
	"	木下 健	木下 健	" 東三島3-41	" "
	"	木下 巍	木下 巍	" 三区町621	" "
	"	小林 憲治	小林 憲治	" 二区町372	" "
	"	宮本 隆守	宮本 隆守	" 一区町136	" "
	"		菊地 敬治	" 末広町53-2	"
	"		猪瀬 清	" 上赤田310	"
	"		渡辺 廣	" 下永田7-1061	"

	理 事		久保 忠嗣	那須塩原市四区町719-11		20.5.21
	監 事	菊地 敬治		" 末広町53-2	20.5.20	
	"	渡辺 廣		" 下永田7-1061	"	
	"	久保 忠嗣		" 四区町719	"	
	"	福田 敬夫	福田 敬夫	" 青木1-14	"	20.5.21
	"	榎本 建司	榎本 建司	" 北二つ室350	"	"
	"		仙波 幸男	" 豊浦15		"
	"		中里 信義	" 太夫塚1-232-13		"
	"		辻野 嶺雄	" 四区町591-13		"
江戸川用水 土地改良区	理 事	室越 久		那須郡那須町大字高久甲637	20.5.24	
	"	井上 明男		" " " 1366	"	
	"	井上 英明		" " " 1634-9	"	
	"	高久 茂		" " " 1483	"	
	"	平山 博文		" " " 2612	"	
	"	平山 政夫		" " " 2283	"	
	"	大森 友次	大森 友次	" " 大字高久丙1445	"	20.5.25
	"	平山 宣夫	平山 宣夫	" " " 516	"	"
	"	平山 泰紀	平山 泰紀	" " 大字高久甲1994	"	"
	"	平山 保	平山 保	" " " 1838	"	"
	"	平山 重明	平山 重明	" " " 2392	"	"
	"		平山 仁一	" " " 2373	"	"
	"		角田 恵一	" " " 1583		"
	"		平山 一次	" " " 2508		"
	"		高久 誠	" " " 1513		"
	"		高久 一次	" " " 1358		"
	"		高久 直之	" " " 613		"
	監 事	大森 進		" " 大字高久丙1705	20.5.24	
	"	角田 英二		" " 大字高久甲1572	"	

	監事	高久 知弥		那須郡那須町大字高久甲1355	20.5.24	
"	平山 正二	平山 正二	" " "	2420-8	"	20.5.25
"		高久 文男	" " "	1620		"
"		平山 文夫	" " "	大字高久丙536		"
"		大森 政夫	" " "	1597		"
金田北部 土地改良区	監事	藤栄 實		大田原市練貫305	20.5.23	
烏山 土地改良区	理事	青木 一夫	青木 一夫	那須烏山市中央2-14-5	20.5.25	20.5.26
	"	大橋 洋一	大橋 洋一	" 宮原479	"	"
	"	大窪 金夫	大窪 金夫	" 下境2431	"	"
	"	大野 隆	大野 隆	" 神長639	"	"
	"	大貫 寿夫	大貫 寿夫	" 中山1381	"	"
	"	滝田祐四郎	滝田祐四郎	" 興野1253	"	"
	"	木村 武一	木村 武一	" 大桶684	"	"
	"	薄井 優	薄井 優	那須郡那珂川町白久148	"	"
	"	高野 勝彦	高野 勝彦	那須烏山市大桶798	"	"
	"	高徳 昇一	高徳 昇一	" 谷浅見866-1	"	"
	"	各和 昭	各和 昭	" 上境558	"	"
	監事	菱沼 幸一	菱沼 幸一	" " 659	"	"
	"	田島 一夫	田島 一夫	" 中山484	"	"
	"	平野 一喜	平野 一喜	" 南2-16-4	"	"

(農地整備課)

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字西汗字宝神704番3	下都賀郡壬生町駅東町1番8-343号 県営壬生住宅	小倉 かおり

河内郡上三川町大字大山字南浦615番 2、617番9	河内郡上三川町大字多功1629番地22	細江晃
下都賀郡岩舟町大字曲ヶ島字向171番 2、195番5	下都賀郡岩舟町大字曲ヶ島194番地	佐山裕紀
下都賀郡岩舟町大字静戸字広谷699番 1、699番3	下都賀郡岩舟町大字静戸699番地2	和久井健二
下都賀郡壬生町大字壬生甲字車塚3152 番2	下都賀郡壬生町大字壬生甲604番地	粕尾孝治
下都賀郡都賀町大字家中字平久保5840 番1、5840番6、5840番8	下都賀郡都賀町大字家中5840番地6	横山宣子 横山徹
下野市川中子字久保1452番1	下野市川中子1616番地	大橋純子
下野市柴字合志辺757番14	下野市柴756番地15	山田なつき 山田崇明
下都賀郡壬生町大字羽生田字壱丁田 2630番1	下都賀郡壬生町大字七ツ石263番地1	小野口光江
下野市上吉田字橋場327番7、330番2	下野市上吉田323番地1	石崎康人
那須塩原市東小屋字街道下292番、 293番、293番2、293番3、296番1、 296番2、296番3、296番4、299番1、 299番2	那須塩原市東小屋182番地2	白井勇一
那須塩原市関谷字唐沢1111番61、 1111番63、1193番8、1111番61地先、 1193番8地先	那須塩原市下田野424番地63	有限公司 八木沢管理事務所
大田原市美原一丁目3117番26、3117 番57 (開発行為に関する工事) 大田原市美原一丁目3080番7の一部、 3113番6の一部、3113番11の一部、 3113番12の一部、3113番13の一部、 3116番1の一部、3116番15の一部、 3116番46の一部、3117番55の一部、 3113番6地先、3116番46地先	大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88 号	積水ハウス 株式会社

(都市計画課)

**調達等公告**

入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年7月15日

栃木県知事 福田富一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

**新情報通信ネットワークシステム機器 228式**

- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 栃木県警察本部及び県内各警察署

**2 入札に参加する者に必要な資格**

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類N通信、情報処理 情報関連サービス（平成20年登録分）又は、大分類Pその他のサービス リース、レンタル（平成20年登録分）の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成20年9月1日から同月2日までの間において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成9年10月1日付け会議第26号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 発注者の指定する日時及び場所に設置できること。
- (5) 契約担当の求めに応じて栃木県警察職員の立会いのもとに、検査に応じられること。

**3 入札の手続等**

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
栃木県警察本部警務部会計課調度係 電話028-621-0110(内線2255)
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成20年7月16日から同年8月31日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（1）の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成20年9月1日午後2時（1）の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で（1）の場所へ郵送すること。）
  - イ 開札の日時及び場所 平成20年9月2日午後2時 栃木県警察本部庁舎2階入札室
- (4) 入札方法 1の（1）の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**4 その他**

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に2の（2）に該当する者であることを証する書類及び会計課で交付する仕様書に基づき作成した新情報通信ネットワークシステム機器仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 審査
  - ア 技術審査 栃木県警察本部警務部会計課長が、入札者の作成した新情報通信ネットワークシステム機器仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した新情報通信ネットワークシステム機器仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
  - イ 技術審査基準 新情報通信ネットワークシステム機器仕様書が、会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であつて、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Apparatuses for New Information and Communication Network System 228sets

(2) Time and Date of bidding:

2:00 p.m., September 1, 2008

(3) Information is available at:

Supplies and Furnishing Section,

Finance Division

Department of Police Administration

Tochigi Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510

TEL. 028-621-0110(extension 2255)

(警察本部会計課)